

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年11月定例会
(2025年)

財政総務常任委員会記録

12月8日（月）
12月9日（火）

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年11月定例会
(2025年)

財政総務常任委員会記録

会議日 12月8日（月）

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和7年（2025年）12月8日（月）

開会 午後4時5分 散会 午後4時7分

○場 所

第1委員会室

○出席委員

委 員 長	井 上 真 佐 美	副 委 員 長	乾 詮
委 員	後 藤 恭 平	委 員	塙 見 み ゆ き
委 員	柿 原 真 生	委 員	今 西 洋 治
委 員	矢 野 伸 一 郎	委 員	泉 井 智 弘
委 員	藤 木 栄 亮		

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

[総務部]

部 長 山 下 栄 治

[行政経営部]

部 長 今 峰 み ち の

○議会事務局出席職員

主 幹	辻 本 征 志	主 査	吉 原 大 喜
書 記	中 川 晃 希		

○付議事件

議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

改正する条例の制定について

議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

(署名又は押印) 委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午後4時5分 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、財政総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

○井上真佐美委員長 初めに、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位（案）のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

これより議事に入ります。

○井上真佐美委員長 議案第121号から議案第123号まで及び議案第88号を一括議題とします。

ただいま議題となっております各議案の提案説明については、省略することにしましても御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにします。

○今西洋治委員 （資料要求）

○井上真佐美委員長 ただいま委員から資料要求がありましたので、理事者の皆様方には、その作成をよろしくお願ひします。

なお、資料につきましては、訂正や差し替えなどがないようにお願いします。

また、作成された資料は、審査の都合上、あらかじめクラウド上などに掲載されるよう、委員長から重ねてお願ひしておきます。

○井上真佐美委員長 以上で、本日の委員会を閉じたいと存じます。

次回は、12月9日（火曜日）午前10時に再開しますので、よろしくお願ひします。

本日は、これにて散会します。

(午後4時7分 散会)

財政総務常任委員会審査順位（案）

令和7年11月定例会
(2025年)

1 総務部関係

- (1) { 議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 行政経営部関係

- 議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年11月定例会
(2025年)

財政総務常任委員会記録

会議日 12月9日（火）

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和7年（2025年）12月9日（火）

開会 午前10時 閉会 午前11時37分

○場 所

第1委員会室

○出席委員

委 員 長	井 上 真 佐 美	副 委 員 長	乾 詮
委 員	後 藤 恭 平	委 員	塙 見 み ゆ き
委 員	柿 原 真 生	委 員	今 西 洋 治
委 員	矢 野 伸 一 郎	委 員	泉 井 智 弘
委 員	藤 木 栄 亮		

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

[総務部]

部 長	山 下 栄 治	人 事 室 長	河 合 俊 郎
人事室参事	山 谷 龍 也	人事室主幹	谷 口 明

[行政経営部]

部 長	今 峰 み ち の	次 長	宮 崎 直 子
企画財政室参事	中 村 暢 之	企画財政室主幹	大 塚 猛 志
企画財政室主査	新 野 綾 子		

○議会事務局出席職員

主 幹	辻 本 征 志	主 査	吉 原 大 喜
書 記	中 川 晃 希		

○付議事件

議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

(署名又は押印) 委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午前10時 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、財政総務常任委員会を開き、本日の会議を開きます。

初めに、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

これより議事に入ります。

○井上真佐美委員長 議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○今西洋治委員 まず要求した資料を見ていただきたいです。2枚あります、1枚目が令和6年の人事院勧告に伴う年収への影響額、2枚目が本年度、令和7年の人事院勧告による年収への影響額という資料を要求しました。

この1枚目の部分なんですけれども、年齢別、等級別、補職別等、大体のそれに伴う金額を表す資料になります。見ていただきたいのは係員の28歳、これはモデルなんですけれども、比較として去年は40万8,000円ほど昇給し、ほかの補職は大体15万から17万ぐらいの金額で上がっています。2枚目のほう見ていただくと、今回はおおむね大体20万から30万の間で均等に上げるという話です。

つまり何が言いたいかというと、去年は若年層、若手を中心に給料が上がっていったということが分かります。代わりに今度は、今年の令和7年の予定としましては、ベースアップと考えてもいいというところなんです。

感覚的には、去年の上げ方には私も賛成しておりまして、この28歳以降、結婚も伴い子供もできる頃で、子育てにこれからお金がかかっていくという話で、平均所得が改定後は約460万ほどになるんですけども、ちょっと古いですけど2023年の子育て世代の中央値で言えば410万円かかるよと、一人お子

さんがいる場合はいうところでは、妥当な金額なのかなとは思ってまして、すごい評価をしております。

最初に言い忘れましたけれども、我が党は特別職、公選職である議員と市長を除く部分では、給与改定については賛成の意見を持っておりますが、この部分で中身に関しましては結構評価しております、今年もベースアップにつながるんであればいいのかなとは思っております。

それで質問なんですかけれども、この給与改定の中身で、地域手当というのが、令和7年に14%から16%に上がると聞いています。もう提案されてますけど、その2%上がることによって支出額というのは、トータルでどれぐらいになるんでしょうか

○山谷竜也人事室参事 委員おっしゃいました地域手当につきましては、令和7年度にかつての12%から14%に、2%上がっているところで、予算額としましては一般職でベースで言いますと数億円というところでございます。一般職以外にも会計年度任用職員という職員もいまして、そういう全職員といいますか、そういう職員も含めると約5億円ぐらいの上がり幅というところでございます。

○今西洋治委員 令和7年に、もし給与を上げると決定された場合って、上程される予算というは何月になるんでしょうか。

○山谷竜也人事室参事 今申し上げましたのは、令和6年から令和7年度、つまり今の時点なんですけど、今の時点で既に12%から14%にもう既に引上げされておりまして、これは昨年度に議会のほうで条例改正も含めて対応いただいております。

昨年度の人事院勧告で、最終的に吹田市につきましては地域手当を12%から16%に引き上げるというお話がございまして、一旦令和7年度は段階的に、いきなり16%に行かずに14%というところで引上げさせていただいておりまして、今後、令和8年度に仮に16%への引上げを今検討するということになるのであれば、予算ということでございますので、令和8年の2月の定期会に予算のほうを御審議いただくというところでございます。

○今西洋治委員 もう一つ質問させていただきます。
人事院勧告で減額されるということもあり得ると

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

いうことも聞きました。過去に何回ぐらいあって、近々ではどれぐらい下がったのか、お分かりになれば教えてください。

○山谷竜也人事室参事 過去といいましても、どこまでも遡ることは資料を持ち合わせていないのでできないんですけども、直近で申しますとコロナ禍がございまして、そのときに令和2年と令和3年、2年連続引下げということで改定がございました。そのときの規模はその年度によって違うんですけども、数億円というところでございます。

○今西洋治委員 では、世の中の景気次第とか、民間企業に倣って給料は上がり下がりするという話を伺いましたので、今回の令和7年度の人事院勧告とか、言ったらベースアップですよね。これは、普通に民間企業でいうたら、ベースアップしたらなかなか下げにくい部分があるんですけども、公務員さんの場合は、状況によっては下がることもあるというんであれば、そこまで上げ切ったからといって、下げることもあるって話であればリスクとは思わないで、財政状況に応じて、世の中の状況に応じて上げていく、下げていくは必ずやっていただきたいなとは思います。

昨日の本会議で市長がおっしゃったとおり、我が会派の同僚議員が質問した件に関して、ますますの市民サービスの向上をやるきっかけということを答弁されていました。それに倣いますけれども、今回の大幅な改定を絶好のきっかけとして姿勢を正すことを望みます。

○後藤恭平委員 教えてほしいんですけど、新しく採用する新卒の方についてはるじゃないですか。そういう人たちへの給与こうなるよという告知とかってのは、募集自体は今はもう終わってるんですか。次の4月入庁の職員とはどの段階でどういうふうなやり取りになるんですか、もうあなたは給料こんだけですって去年の段階の状況を示されてて、入ったら実はこんだけになりましたみたいな話になるんですか。

○河合俊郎人事室長 採用試験は基本的には前年度にやっておりますので、採用募集要項等を出す段階では当然人勧前の給与額を示して募集をかけることになりますけれども、例えば内定合格されてからのい

ろんな説明会であるとかいうところで、可能な限りそういう情報についても提供しているようなところでございます。

○藤木栄亮委員 人勧の基準を教えてほしいんですけども、要は上げるときもあれば下げるときもあるということなんですが、今までではなかったと思うんで、例えば上がるとなったけど本市が据置きにして、次回の人勧で下がるというようなことが出た場合、そこの基準はどうなりますか。

例えば、前年度100が120に上がりましたと。次の年に下がって、それで120を基準にして下げるという基準なのかというところがあります。だから、その前年度で上がるいうのが据置きになりましたと。次の年に120が基準で下がって100に戻るということになった場合に、前年度上がらなかつたから元に戻ったんだろうという考え方になるじゃないですか。

ということは、100からまた下がるということになるんです。前年度据置きで、もし人勧が次の年度に下げるいうたら100から80になるのかという話になるじゃないですか。その辺ってどういう考え方になるんですか。

○山谷竜也人事室参事 人事院勧告につきましては、毎年民間の調査をしておりますので、その4月1日時点の給料を調査しまして、それと公務員を比較するということでございますので、毎回リセットといいますか、そういうふうに調査をした上で、その金額と比較しているというところでございます。

○藤木栄亮委員 100で据置きになって、次の年2割下げますとなったら80にするということですか、それとも120が基準で100に戻ったらそのまま下げなくていいというのか、そこを教えてほしいんですよ。

○河合俊郎人事室長 基本的には、本市は国に準拠して給料表自体を国の給料表を見に行くということですので、仮に、我々は基本上がるときは上がる、下がるときは下がるで必ず対応させていただくんすけども、もし上げないときがあれば、また翌年度下がったときに、考え方として上がったところから割合で下げるというのもあると思うんですけども、基本的には給料表を合わせに行くのが原則かなと思います。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○藤木栄亮委員 ということは、後でもいいんですけど、また教えてほしいんですけど、上がらなかつた場合、翌年度に減額で出た場合は、下がるか上がるかというのを今分かんないんですよね。試算、要はその給料表でいくんであれば、1回シミュレーションしないといけないということになってくるんですか。

○河合俊郎人事室長 国のほうが上がって翌年度下がったとき、その翌年度に人勧に合わせていくということであれば、下がった給料表に合わせに行く。国の給料表とイコールに本市の給料表を合わせに行くのが基本的なスタンスかなと考えております。

○藤木栄亮委員 ということは、前年度据置きになった場合は、その給料表に合わすということであれば、元に戻る。イコール、別に下げなくてもいいということになるなんですか。単純に計算した場合、そういう考え方になるということですね。

○山下栄治総務部長 今100としまして、来年国が120にしました。吹田市が国に合わせさずに100のままでいったというケースですね。再来年に国が120を110にしたときに、本市が110に合わせるのか100のまま据え置くのかは、そのときの議論によるのかなとは思いますが、基本今、我々の考えは国に合わせていくということを基準にしてますので、国と離れるということはよほどのことがない限りないのかなというふうには理解しております。

○藤木栄亮委員 だから、100に戻ったら国は例えば減額になったとしても、そのまま要は前に据え置いてたから、その分給料表に合わせば何パーセントでそういう何パーセント上がる下がるではないということになるわけですよね。

これ提案してきてるから聞くけど、議員って結構据え置いてるじゃないですか、議員の場合も何か給料表ってあるんですか。

○山谷竜也人事室参事 議員の方につきましては、特別職もそうなんんですけど、職員みたいなその給料表というのがないんです。もうその一つの金額しかないということで、それを単体で。ちなみに、本給いわゆる月額給のところにつきましては、いわゆる特別職報酬審のほうで、その値段の適正について審議いただいているということです。

○矢野伸一郎委員 提案理由に改定する必要があるということやと思うんですけど、改めてこれを人事院勧告に基づいて改定する理由と、これまで吹田市でこういう改定をずっとされてきたかと思うんですけど、いつからそういう改定をされてきて、さっきあったように上がったり下がったりいろいろあったかと思うんですけど、その辺の今の吹田市の状況というのを教えてほしいです。

○山谷竜也人事室参事 一般職の職員が人事院勧告に基づく国の改定に給与を合わせているというところにつきましては、こちらは地方公務員法の中に均衡の原則というものがございまして、国家公務員であったり、他の団体であったり、民間と均衡を取れたものにしましょうという、そういうものがございます。

その中で本市につきましては、給与制度全般的に国家公務員の給与に準じて制度を設計しているというところで、人事院勧告で引上げや引下げが行われた、国家公務員がされた場合はそれに合わせて本市も適用しているというところでございます。

そして、過去の経過で申し上げますと、基本的には一般職につきましては、国家公務員の改定率に合わせて、期末手当の率を変えたりであったり、給料表を改定しているというところでございます。

○矢野伸一郎委員 ジャあこれまで吹田市はそういうように人事院勧告に準拠してずっとされてきて、上がったり下がったりということはあったということで、その確認をさせていただきました。

吹田市がそういう取組なんんですけど、他市でもそういう同じような取組になってるってことですか。例えば吹田市の近隣の北摂の他市の状況とかも教えていただけますか。

○山谷竜也人事室参事 昨月、大阪府のほうが各団体に、国家公務員の対応についてということで状況を調べられまして、その結果が手元にあるんですけども、一般職につきましては府内で31市あるんですけども、その中でまだ未定というところは3市で、それ以外につきましては国家公務員に準じて、今までにこの12月の議会のほうに提案をしているというと

ころでございます。

○矢野伸一郎委員 吹田市においては、公選職とそれ以外ということで、2本で提案もいただいているわけですけども、市によっては違う状況もあるかとは思うんですけど、公選職の市長とか議員なんかも人事院勧告に準じてこういう提案をされてると思うんですけど、他市でもこれまで人事院勧告に準じて、上げたり下げたりとかいうようなこともされてきてるのかどうか、その辺りを教えていただけませんか。

○山谷竜也人事室参事 いわゆる公選職につきましても、大阪府のほうで調査をしておりまして、それを拝見するところによりますと、特に今回の人事院勧告につきましては、北摂で申し上げますと、池田以外につきましては、豊中、高槻、茨木、箕面、摂津につきましても、一般職に準じて増額の改定をするということで、その上げ幅も0.05月ということで一般職と全く同じ率で引上げ改定を予定しているというところで認識しております。

○矢野伸一郎委員 過去のその辺は分からぬですか。
○山谷竜也人事室参事 どこまで遡るのかというのは難しいんですけども、私がこの人事室に10年程度いるんですけども、そのときも基本的には本市と同じように一般職の改定率に合わせて引上げであったり引下げということを各団体されていますので、いわゆる期末手当の率につきましても、大体一般職と似たような率ということなので、恐らくもうそういうふうに一般職に合わせて対応されているということが推測されるところでございます。

○矢野伸一郎委員 置いときます。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

質問の途中ですが、暫時休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○井上真佐美委員長 委員会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○柿原真生委員 議案第121号の初任給調整手当のことでお聞きしたいんですけど、医療職給料表（一）の適用を受ける職員ということで、初任給調整手当の金額を改定されます。該当される方が保健所の医

療職の方というふうに思ってるんですけど、それでよかったです。

○山谷竜也人事室参事 議案参考資料35ページの一番下のところに初任給調整手当について記載がございまして、こちらの対象者につきましては、医療職給料表（一）ということで、医者ということになります。本市につきましては、医者につきましては保健所に2名いますので、その2名というところでございます。

○柿原真生委員 この調整手当の仕組みを教えていただきたいです。

○山谷竜也人事室参事 この初任給調整手当につきましては、いわゆる採用困難職種というところで、国が設けている制度で他団体も適用しております、基本的には医者がどこでも採用が非常に難しいというところで、いわゆる給料月額の初任給にプラスして手当でカバーすることで、給料にインセンティブを与えることで採用しやすくするという趣旨の制度でございます

○柿原真生委員 これは実際に民間と比較をして、これぐらいであろうという金額、一般職の職員と同じようにこの金額もはじき出されている、こういうことでいいんですね。

○山谷竜也人事室参事 おっしゃるとおり、これも人事院勧告で出てるということで、人事院勧告のほうで毎年調査して、この金額について適正であるということで、今回人事院勧告で改定が出ているというところでございます。

○泉井智弘委員 職員さんの全体的な人数って何かで決まってるんですか、特に条例で決まってるとかではないですか、採用の人数。消防とかやったら375人とか人数決まってると思うんです。

○河合俊郎人事室長 基本的には条例のほうで定数というのは上限が定められていると思いますけれども、具体的に当市の職員数については、いわゆる職員体制計画のほうで、各所属の必要数を確認して、必要な配置数というのを決めているところでございます。それに合わせて、人事室のほうで職員採用を行っているところでございます。

○泉井智弘委員 過去の話になるんですけど、後藤市

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

政になって、その前の井上市政のときって、ちょっと職員さんの採用人数も制限してたかと思うんですけど、それ今戻ってますよね。だから、今はその条例の定数に一定充足しているという形でいいですか。足りないということじゃなくて、通常の水準には戻ってきたんですか。

○河合俊郎人事室長 条例にといいますか、条例で定めている定数上限を超えない範囲で、行政経営部のほうで各職場の職員数というのを決めておりますので、その職員定数を満たすために採用する、採用を制限するというようなことを今やってるわけではありませんので、基本的に定められた定数をきちんと充足できるように職員を採用しているところでございます。

○泉井智弘委員 関係ない質問のように見えるんですけど、全体的な予算でやっぱり給料上がるんで、それを把握したいがために確認させていただきました。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、議案第121号及び議案第122号に対する質疑は保留します。

○井上真佐美委員長 次に、議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○泉井智弘委員 会計年度任用職員について、前は一般職を制限したから会計年度で補おうという考え方で多分増やしてきたと思うんです、これは10年ぐらい前の話なんんですけど。今ってその辺の調整ってちゃんとできてるんですか。一般職をちゃんと雇つて、会計年度もそのままの人数でしたら、必要以上に会計年任用職員さんの人数って多くなってないかなと思うんですけども。

○河合俊郎人事室長 会計年度任用職員の人数につきましては、一部正職が一時的に欠員になったりとしたときに代替で任用するというケースはもちろんあるんですけども、基本的にはいろんな事業に携わっていく人数というのは、正職で担う事業であつ

たり、会計年度で担っていただくような事業であったり、正職プラス会計年度の体制で担うような事業であったりということをきちんと確認した上で採用数を決めておりますので、正職が増えて会計年度とダブっているというようなことは基本起こってないというふうに思っております。

○泉井智弘委員 基本的には1年更新という形だと思うんですけど、その事業がなくなったとか、例えば民間委託されたとかで再任用しないということはあるんですか。ちゃんとそこは調整できてるんですか。

○谷口 明人事室主幹 会計年度任用職員につきましては、おっしゃるとおり1年ごとに設定された職について就くものでございますので、その職がなくなれば、再度の任用というものはなくなるものでございます。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、議案第123号に対する質疑は保留します。

○井上真佐美委員長 暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○井上真佐美委員長 委員会を再開します。

次に、議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

質疑を保留しておりますので、質疑を再開します。

質問があれば、受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で議案第121号及び議案第122号に対する質疑は終了します。

○井上真佐美委員長 続いて、議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○今西洋治委員 議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べます。

昨今の物価上昇を考慮し、本市職員の生活の安定のため、また民間企業の賃上げや賃上げ機運の醸成を企図するため、本市職員がますます業務に邁進することを期待し、一般職の職員の給与改定について賛成とさせていただきます。

市民感覚では、恵まれていると言われるような昇給額です。これまでも努力されているとは思いますが、市民の期待に応えるためにも、民間企業以上の意欲を持って行政サービスに当たっていただけるようお願いいたします。

○井上真佐美委員長 ほかに発言はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第121号を採決します。

議案第121号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり承認されました。



○井上真佐美委員長 続いて、議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○乾 詮副委員長 議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、意見を述べます。

公選職である市長、議員の年間ボーナス支給月数を0.05月分増額しようとする改定案については、令

和6年度の一般会計の決算における約19億円という実質単年度収支の赤字の状況や、今議会に提案された補正予算からすると、財政調整基金からの繰入総額が95億円を超過するという事態の中での今年度の決算見込みの予想は大変厳しい状況にあるものと推察されます。

今まさに最終段階を迎えるとする次年度の当初予算編成の厳しい環境などを勘案すると、僅かな支出とはいえ、市政運営の責任者である立場の市長や議員の期末手当を増額する条例案には反対いたします。

○柿原真生委員 議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べます。

今回の期末手当の引上げにつきましては、一般職の職員と同様に扱うことが適当であるという報酬等審議会の考え方方に沿ったものであるというふうに認識をしております。

報酬等審議会に対しては、議会からまとまって議員の報酬等に関しても審議していただきたいということを依頼した経過もありますことから、この答申に沿った提案については尊重すべきと考えております。

以上の立場から賛成といたします。

○井上真佐美委員長 ほかに発言ありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第122号を採決します。

議案第122号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第122号は原案のとおり承認されました。



○井上真佐美委員長 次に、議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

質疑を保留しておりましたので、質疑を再開します。

質問があれば、受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で議案第123号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第123号を採決します。

議案第123号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案のとおり承認されました。



○井上真佐美委員長 暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○井上真佐美委員長 委員会を再開します。

次に、議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○今西洋治委員 私が民間企業で働いていたときに、この旅費精算、結構事務手続としては面倒くさかったというか、時間を結構取られてたという経験があるんですけども、今回の旅費改定によって旅費精算の手間ってどれくらい変わるんですか。よくなるんですか、悪くなるんですか、お答えください。

○新野綾子企画財政室主査 今回の改定後の事務フローにつきましては、まずは出張者が任意の宿泊予約サイトで宿泊先について予約をして、予約時のスクリーンショット等の予約状況の分かるものを添付して出張命令の申請を行います。

出張命令申請の内容に基づいて支出命令をいたしまして、事前に旅費の支給をいたしまして出張をしていただきます。その後、所属において領収書の確

認をしていただきて、支払い額に変更がある場合は精算があるんですけども、ない場合につきましては精算の業務は発生しないというふうに想定しております。

○今西洋治委員 前払いなんですね、意外なもんで。分かりました。

もう一つ質問させてください。今度は申請を受けた側の事務手續ってどんなぐらい変わりますか、変わらなければ変わらなかつたでもう結構です。

○新野綾子企画財政室主査 確認の業務につきましても、今回新たに実費支給となる宿泊費につきましては、できるだけ精算業務が発生しないように無料の出張管理サービス等の導入を予定しております、そちらにおいて予約条件の管理であったりとか、キャンセルの状況等が確認できるようになりますので、所属における出張申請時や支出命令時の内容、金額の確認のフローを確立いたしまして、簡素な形で確認ができるかなというふうに考えております。

○今西洋治委員 もう一つお伺いします。最近のコロナをきっかけに旅行会社等がこういう出張サービス、例えば新幹線とホテル代とかを一括して請け負っているということがよくあつたりとかしますけども、吹田市としてはそういう民間を利用したような旅費精算システムとか、出張システムというのはやっているんでしょうか。あれば教えてください。

○新野綾子企画財政室主査 先ほどおっしゃられましたような民間の出張の旅行サービスですと、これまで市でこれを使いなさいということで指定はしておりませんでしたが、今後何か無料の旅行代理店による出張管理サービスの導入を検討しております、そちらの中で予約の申請等をしていただくようなことを検討しております。

○大塚猛志企画財政室主幹 今想定しておりますサービスなんですけれども、宿泊の予約のみになっておりまして、鉄道の予約につきましては別途個人で行っていただくような想定をしております。

○今西洋治委員 できれば申請する側も確認する側も、なるべくその事務手續が減るような方策、民間でなくともいいですし、何かシステムを開発しても結構なんで、なるべく本業に注力できるような、時間を

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

多く割けるような改善をよろしくお願ひいたします。

○藤木栄亮委員 今の質問と関連するんですけれども、これは基本現金で切符を買ったりとか、ホテルであれば宿泊の手続しているんでしょうか。

○大塚猛志企画財政室主幹 事前の現金の支給になつておりますので、現地でも現金の支給というのを想定しております。

○藤木栄亮委員 非常に非効率なんです。議会側もいろいろ出張・視察等行くときに、みどりの窓口に走って切符買いに行ったりとか、現地で電車に乗るときに券売機で、もうそんな今券売機なんて使ってる方ほとんど見ないですよね。

国のほうでもDXを推進しているということで、ここの本庁舎の飲物の自販機とか、あれかて現金でしか買えないということで、できるだけそういういたキャッシュレスの自販機に変えていただくようにという、これ國の方針だし、今回の大阪・関西万博でもそういういたキャッシュレス化を進めていこうということで、会場の中ではもう現金一切使えなくなっています。

そういう時代の中で、この旅費の精算について、現金でやり取りするなんていいうのはもう本当に時代遅れだと思うんです。僕もアプリ入れてるけども新幹線でもやはりスマホで予約できますよね。そういうことができないって聞いてるんですけど、今後そういういた精算ができるよう、今の話でも旅行会社を通すと確かにちょっと手数料取られるんだけど職員さんは手間が省けるわけですよ、宿泊もそうだし切符の手配もしてくれるから。

そういうところで、こういう旅費あげるのもいいんですけども、旅行会社を使うというところもできるだけ認めていくような方向にはならないんでしょうか。今のキャッシュレス化と旅行会社の話、2点教えてください。

○宮崎直子行政経営部次長 今、先ほど担当申し上げました現金というところなんんですけど、まず事前に資金前渡という前払いをしておりますので、職員には現にキャッシュそのものをお金でもらうわけではなく振り込まれておりますので、そこから各自パソコンだったりスマートフォンで一定予約をして、支

払いを行っておりますので、窓口に行って買わなければならぬといったような状況ではないというところが一つございます。

あとパック旅行に関しましては、一定今、今回の条例で国のほうでも想定をされていなかったのが、特に国のほうには外国旅行などもございますので入れられたわけですけれども、そういう形での、特に飛行機を使うような主張に関してはそういういたものを使うということも一つございますし、キャッシュレスにつきましては、一定今現在でも対応していくのかなというふうには考えております。

○藤木栄亮委員 そしたら議会側の視察についても同様に、特にこれからですけども、みどりの窓口に走ることはないという、そういうことでよろしいですか。議会とそちらは違うのかもしれないんだけど、やっぱりほかの議会もそうなんだけども、他市の事例もそうなんですけど、やはり現金じゃないと、例えばカードの決済は駄目だとかいろいろ。カードの決済については確かにいろんなところで物品購入のときに、なかなか難しいところもあるんですけども、そういういた形でも、みどりの窓口に走るというのはどうしても非効率だし、どうなのかなと思うんですけども、その議会の視察について行政ではどんな見解をお持ちか、部長何かありますか。そんなん別になければそれでいいので。

○今峰みちの行政経営部長 キャッシュレスの取扱いができるようにといいうのは、もうおっしゃるとおりそうしていけたらいいなといいうのは基本にござります。

現状においても、あるいはこの条例改正後も、例えば私一人に出張命令が出て、行くときなんかですと、旅費請求を前渡で受けます。もう恐らくですけども、自分で予約をネット予約して、ピッタ乗ったり、キャッシュレスのホテル宿泊とかを自分ではチヨイスをすると思います。

なので職員それが個人手配するような場合であると、そういうことがまずはやりやすいのかなと思います。

議会の視察のように、複数人の分を随行する人かどうかにかかわらず、誰か事務方が取りまとめて手

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

配をして処理をするというところでのキャッシュレス化、例えば議員の皆さんがあなたを同じようにお持ちでピッとやっていただけるように、お金を配分をしてというところまで事務的に持つていけるのかどうかというのと、その取りまとめの実務を行政経営部企画財政室では大きな経験がございませんので、今後例えば秘書課であったり、議会事務局の側での実務の工夫というところは、検討の余地はあろうかと思います。すぐに何かピッというところまで持つていけるかというのと、今分かりかねます。申し訳ございません。

○藤木栄亮委員 前渡資金なんで、これは関係ないけど、要は議会側であると、取りあえず切符買うというのは省けるわけですよね。その場でICOCAとか何かで行つて、帰りに精算するという、そういったこともできますよね。ここで行政経営部に言うのも変やけど、議会側で検討していったらいいなと思います。

○矢野伸一郎委員 参考資料を見せていただいてまして、国の改正に準じて吹田市の旅費条例も一部改正することなんんですけど、この改正によってのメリット、デメリット的なところ、特に何かデメリットでこういうのあるみたいのがあれば教えていただきたいんですけど、何かありますか。

○宮崎直子行政経営部次長 メリット、デメリットといいますか、今回の改正につきましては、やはりこれまで定額支給だったところを実費精算にするということで、そちらについては、やはり透明性の高いものに変わるというふうにも考えております。

また、日当の廃止で宿泊手当の新設という形で、昼食代というものを、これまで日当で支給を一部見てたところについては、やはり支給内容についての合理性とか妥当性というものを高めるものというふうに考えております。

○矢野伸一郎委員 議案参考資料の18ページになるんですけど、9番に宿泊費及び宿泊手当に係る他市状況等一覧であるんですけど、これを見ていると府内の中核市のほとんどが今年の4月1日から施行しているってことなんんですけど、本市においては今提案されて施行日が来年の4月からになると、1年ず

れる形になるんですけど、これは吹田市は今年の、例えば4月からの施行日にならなかつたというのと何があるんですか。

○大塚猛志企画財政室主幹 本市でも、他市のように令和7年4月1日改正できるかどうか検討しておったところではあるんですけども、お示ししている同じ資料の8番で、都道府県別の金額等あるんですけども、こういった辺りをどう条例に落とし込むのかというところを検討しております、他市事例もなかなか集まらない中で、7年4月1日の改正というのは見送ったものでございます。

○矢野伸一郎委員 そしたら、府内の中核市が今年の4月から実施しているというところも、その辺りはさっきおっしゃったようなこの8番目のところの宿泊に係る地域区分いうところを、国がこうやって示されてるんで、吹田市としてはここをどうするかというところがまとまらへんかったから、1年遅れての実施になるというような理解でいいんですか。

○大塚猛志企画財政室主幹 委員おっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員 結構です。置いときます。

○塩見みゆき委員 今回は、先ほどから言われてるようすに宿泊費とか、日当のあたりを改正されるということで、触ってない部分の交通費なんですが、これ一応種別1ですから、市長とか特別職とか議員については、特別車両に乗車する場合の上限額を定められてるんですけど、他市の状況というのはどんな感じなんですか。条例でどんなふうに定めているのか分かれば教えてください。

○中村暢之企画財政室参事 いわゆるグリーン車の乗車のことだと思いますけども、申し訳ございません。詳細について各市の状況まで把握しておらないんですけども、乗車について条例等で規定をしている市が多い状況かと認識しております。また、その上で運用についても乗る、乗らないを選択しているところが多いのではないかというような認識でございます。

○塩見みゆき委員 条例では、本市と同じように規定しているところが多い。実態についてはそれぞれ選んで乗る人もいるし、乗らない人もいるみたいな、

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

そういう運用のされ方しているということですか。

○中村暢之企画財政室参事 そのとおりでございます。

○乾 詮副委員長 議案参考資料から質問したいと思
います。

17ページのところで、東京都への1泊2日出張の場合の支給例ということで、これまで日当で精算してたところの山手線内移動とかについては150円以上の実費支給に変わるというような資料での説明なんですが、東京のメトロとか地下鉄だと1日乗車券が600円とか、すごく低廉で乗り放題、メトロを足しても数百円追加する状況で、JR線の1日乗り放題とかも設定されていて、山手線内で省庁、国の機関へのいろいろと出張される際とか移動が多いと思うんですけど、そういう1日乗車券の利用というのも実費として、150円以上で一回一回切符買うよりも、1日乗車券を買ったほうが低廉であり、切符の購入も都度する必要なく改札を通れるということで、利便性が高いと思うんですけど、そういう利用は想定できますか。

○中村暢之企画財政室参事 今おっしゃられたような乗り放題というのは、今のところ想定しておりませんでしたので、確かに検討の余地はあるかなと思いますので、今後運用の中でどうするかというのを価格等も比較しながら検討してまいりたいと考えております。

○乾 詮副委員長 いろいろと利用できるような割引乗車券というのも都内では設定されていると思いますから、その点につきまして検討いただきますようお願いします。

○井上真佐美委員長 ほかに質問ありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第88号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第88号を採決します。

議案第88号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり承認されました。

○井上真佐美委員長 以上で、財政総務常任委員会を閉会します。

(午前11時37分 閉会)